

令和 8 年 8 月 2 5 日 招 集

令和 8 年 第 4 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 4

議 案 番 号	件 名	備 考
1 5 8	人権擁護委員候補者の推薦について	
1 5 9	人権擁護委員候補者の推薦について	

議案第 158 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市大小路町

氏 名 いえ むら じゅん こ
家 村 純 子

生年月日 昭和 31 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 家村純子 氏の任期が本年 12 月 31 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和52年 3 月	佐賀龍谷短期大学保育科卒業
昭和52年 4 月	} 佐賀県福祉生活部同和対策室臨時職員
昭和52年 1 1 月	
昭和52年 1 1 月	} 佐賀市嘉瀬保育園勤務
昭和53年 1 0 月	
昭和53年 1 1 月	} 佐賀県商工労働部観光物産課臨時職員
昭和54年 1 1 月	
昭和61年 1 0 月	} 学校法人静光学園有明幼稚園勤務
平成 3 年 3 月	
平成 3 年 4 月	} 有限会社はがくれ観光オレンジトラベル勤務
平成10年 3 月	
平成14年 4 月	} 大阪やき三太川内店勤務
令和 3 年 1 0 月	
平成25年 1 2 月	民生委員・児童委員（現在に至る。）
平成28年 4 月	} 薩摩川内市地域密着型サービス運営委員会委員
令和 2 年 3 月	
平成29年 4 月	} 薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員
令和 5 年 3 月	
平成29年 4 月	} 薩摩川内市川内更生保護女性会副会長
令和 5 年 3 月	
平成30年 4 月	鹿児島県薬物乱用防止指導員（現在に至る。）

令和 3 年 1 月	人権擁護委員（現在に至る。）
令和 4 年 1 1 月	} 薩摩川内市立地適正化計画（防災指針）策定委員会委員
令和 6 年 3 月	
令和 5 年 4 月	薩摩川内市更生保護女性会会長（現在に至る。）
令和 5 年 4 月	} 鹿児島県更生保護女性連盟副会長
令和 7 年 3 月	
令和 6 年 1 1 月	薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会委員 （現在に至る。）
令和 6 年 1 1 月	薩摩川内市地域福祉推進委員会委員（現在に至る。）

議案第 159 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

住 所 薩摩川内市樋脇町市比野

氏 名 き木 した下 な奈 つ津 こ子

生年月日 昭和 44 年

提 案 理 由

本市の区域に置かれている人権擁護委員 木下奈津子 氏の任期が本年 12 月 31 日満了することとなるので、新たに委員候補者を法務大臣に推薦したいが、これについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。・・・略・・・

参 考

本人の略歴

昭和63年 3 月	宮崎県立宮崎工業高等学校工業化学科卒業
昭和63年 4 月	} 京セラ株式会社鹿児島国分工場分析課勤務
平成4年 12月	
平成16年 10月	薩摩川内市社会福祉協議会勤務（現在に至る。）
平成29年 4 月	} 薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員
令和3年 3 月	
平成30年 4 月	} 薩摩川内市男女共同参画審議会委員
令和3年 3 月	
令和3年 1 月	人権擁護委員（現在に至る。）
令和8年 4 月	薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会委員

（現在に至る。）